

松本市 AI デマンド交通導入事業業務委託受託候補者選定委員会  
設置要領

(目的)

第1条 この要領は、松本市 AI デマンド交通導入業務を実施する事業者を適切に選定するため、松本市 AI デマンド交通導入事業業務委託受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案内容の審査に関すること。
- (2) 受託候補者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は交通部長を、副委員長は副市長をもってこれに充て、委員は別表に掲げる者をもってこれに充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、交通部公共交通課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

松本地域公共交通協議会長、DX推進本部長、寿地区地域づくりセンター長、梓川地区地域づくりセンター長、交通ネットワーク課長、公共交通課長、自転車推進課長、都市計画課長
--